23—04　ＰＵＤＴ

特許管理人

１．　意義

特許管理人の制度は、特許制度における手続の時間的効果が問題となることが多く、かつ、これが時間的制約のもとに進行するため、在外者（日本国内に住所又は居所、法人にあっては営業所を有しない者）にあっては地理的若しくは時間的障害が生じることから、その手続を日本国内に住所又は居所を有する代理人によることを強制することにより、手続の円滑な進行を図ろうとするものである。

在外者は、特定の場合を除き、特許管理人（在外者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有する者）によらなければ、手続をし、又は特許法若しくは特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

この特定の場合とは、特許管理人を有する在外者（法人にあってはその代表者）が日本国に滞在している場合に限られる（特施令§1）。

２．　権限

特許管理人は特別授権（特§9）を含む一切の手続及び特許法又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特§8②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

したがって、代理権の範囲に制限を設けられていないときは、特許管理人は一切の手続について代理権がある。

また、平成８年特許法の一部改正により特許管理人の選任等についての登録制度が廃止され、出願中に特許庁に提出された代理権を証明する書面において、

委任事項に登録後についての授権（代理権の範囲に制限を設けていないときも含む）があれば登録後の手続及び特許権に関する手続においても代理権を有している。

３．特許管理人が死亡したとき（→23―11）

（改訂 H27.2）